

公表監第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（産業文化局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（社会福祉法人関西中央福祉会及び社会福祉法人真心幸泉会）、出資団体監査（西宮都市管理株式会社）及び指定管理者監査（企業組合労協センター事業団）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成28年11月22日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	野口あけみ
同	山田ますと

目 次

指定管理者監査結果報告 企業組合労協センター事業団

第1	監 査 の 対 象	16 - 2
第2	監査の期間及び方法	16 - 2
第3	監 査 の 結 果	16 - 2
1	指定管理の概要	16 - 2
2	指定管理経費の収支状況	16 - 4
3	業 務 の 改 善	16 - 5
4	所管部局での業務実施状況	16 - 6
5	む す び	16 - 6

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 5 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号のうち、「平成」は省略しています。

報告監第16号
平成28年11月21日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	野口	あけみ
同	山田	ますと

指定管理者監査結果報告
(企業組合労協センター事業団)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センター（以下「鳴尾東育成センター」という。）、西宮市立甲子園浜留守家庭児童育成センター（以下「甲子園浜育成センター」という。）の指定管理者、企業組合労協センター事業団における、主として平成27年4月1日から28年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

平成28年8月10日から事務局監査に入り、同年10月19日には企業組合労協センター事業団及びこども支援局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	企業組合労協センター事業団
代 表 者	代表理事 藤田 徹
所 在 地	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル
指定期間	26年4月1日から30年3月31日まで

(2) 対象施設

名称	西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センター	
所在地	西宮市上田中町1番14号（西宮市立鳴尾東小学校内）	
施設概要	建築年月日	平成4年7月新築 平成16年4月増築
	構造	鉄筋コンクリート造1階建のうち1階の一部
	建築面積（育成室）	118.42㎡（80.50㎡）
	定員	60名（弾力運用時78名）
開所時間	月曜日から金曜日	学校授業日 下校時から午後5時まで 春、夏、冬休み等 午前8時30分から午後5時まで 延長（希望者のみ） 午後5時から午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後5時まで
休所日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで 市長が特に必要と認める日	

名称	西宮市立甲子園浜留守家庭児童育成センター		
所在地	西宮市古川町1番65号（西宮市立甲子園浜小学校内）		
施設概要	第1育成センター		
	建築年月日	平成11年3月新築	
	構造	軽量鉄骨造平屋建	
	建築面積（育成室）	67.70㎡（52.11㎡）	
	定員	40名（弾力運用時51名）	
	第2育成センター		
	建築年月日	平成20年9月新築	
	構造	軽量鉄骨造平屋建	
施設概要	建築面積（育成室）	104.97㎡（67.21㎡）	
	定員	40名（弾力運用時64名）	
	開所時間	月曜日から金曜日	学校授業日 下校時から午後5時まで 春、夏、冬休み等 午前8時30分から午後5時まで 延長（希望者のみ） 午後5時から午後7時まで
		土曜日	午前8時30分から午後5時まで
休所日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで 市長が特に必要と認める日		

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりです。

西宮市立留守家庭児童育成センター条例第12条

- ア 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うこと。
- イ 第6条に規定する育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと。

- ウ 第7条に規定する育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと。
- エ 育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- オ その他育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(4) 指定管理料

27年度の指定管理料については、年度協定書が締結され、鳴尾東育成センターは14,141,000円、甲子園浜育成センターは18,255,000円と定められています。指導員の加配が必要になった場合は加配に伴う人件費の増加分を加算して支払うこととなっており、いずれも27年12月に変更協定書を締結し、鳴尾東育成センターは17,796,572円、甲子園浜育成センターは21,944,854円に増額されています。指定管理料の算定については毎年5月に加配児童を含めた児童の人数を算出し、その後12月に変更協定書の締結を行っていますが、当初より加配に伴う人件費の増加分を反映できる協定を締結できないか検討を行ってください。

なお、光熱水費については公募時の募集要項で一部指定管理者が負担する旨の記載がされていますが、協定書や仕様書に記載がありませんでした。

2 指定管理経費の収支状況

27年度の収支状況は、次のとおりです。

鳴尾東育成センター

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	17,796,572	事業用人件費	11,380,785
		給料	8,428,413
		諸手当	1,259,250
		社会保険料	1,180,647
		臨時職員賃金	512,475
		事務費	2,548,970
		事業費	530,928
		福利厚生費	49,845
		消耗品費	221,502
		修繕料	9,720
		雑費	249,861
計	17,796,572	計	14,460,683

収支差額 3,335,889円

甲子園浜育成センター

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	21,944,854	事業用人件費	16,551,151
		給料	12,671,853
		諸手当	1,262,660
		社会保険料	2,087,333
		臨時職員賃金	529,305
		事務費	3,128,607
		事業費	1,181,387
		福利厚生費	57,001
		消耗品費	279,595
		修繕料	28,080
		雑費	816,711
計	21,944,854	計	20,861,145

収支差額 1,083,709円

指定管理料には修繕料としてセンター1か所につき年間25,000円を計上し、その他は市において修繕を行うと募集要項に記載されていますが、協定書や仕様書にその旨の記載がありませんでした。

3 業 務 の 改 善

防犯対策として、県警ホットラインの整備や危機管理マニュアルを作成しているほか、地元警察の協力のもと指導員に対する防犯訓練や児童に対する防犯教室を実施しています。甲子園浜育成センターではセンター内に子どもの登下校時刻をメールで保護者に知らせるミマモルメを設置しています。

地域との交流として、育成センターとしては初めて青少年愛護協議会に加盟し地域の各教育機関、自治会との連携を深めており、また、子どもの居場所づくりとして自治会やボランティアの方々の協力を得て「子ども食堂（なるっこ食堂）」を毎月1回実施しています。甲子園浜育成センターでは近隣にある武庫川女子大学附属高校との交流を深め、一緒にイベントを実施しています。

また、以前は実施していなかった保護者との個人懇談や親子工作などの親子イベントを実施するなど、さまざまな取組みを行っています。

4 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第11条で年度終了後30日以内に提出することとされており、鳴尾東育成センター、甲子園浜育成センターともに28年4月30日付で報告書が提出されています。

このほか、指定管理者からの月例報告により施設の管理・運営状況を確認していますが、緊急状況報告書の一部や避難訓練の実施状況の詳細について、月例報告のファイルに保管されていないものがありました。後日すぐに確認できるよう関係書類は整理して保管するようにしてください。

モニタリングについては、利用者アンケート等は実施していましたが、現地調査、モニタリングチェックシートの作成をしていませんでした。指定管理者モニタリングマニュアルを参考に現地調査をするなど適切なモニタリングの実施に努めてください。

また、指定管理者が指定管理料により購入した備品は、指定管理者に帰属するものとし管理簿に登載することとなっていますが、実費徴収金で購入したもの、以前の指定管理者が購入したもの、市民等から寄贈されたものが混在しています。どのように管理するのか明確に定められていないため、今後整理を行ってください。

5 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、国の放課後児童クラブ運営指針によると子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められていますが、指針を満たしているセンターは少ない状況です。市の要綱の付則においては、当分の間おおむね1㎡を確保するように努めるとなっており、それを下回らないように弾力運用を行っています。今回の対象施設では、児童を休ませる専用の静養室がなく、トイレが男女共用となっていました。市においては、課題を整理し、優先度をつけて施設の改善を検討してください。

企業組合労協センター事業団は、市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。